

建築物ZEB化設計促進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、2050年の脱炭素社会実現に向けて、建築物の省エネ化を図るため、建築物ZEB化設計促進事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱に定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「ZEB」とは、経済産業省「平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ（平成31年3月）」における「（参考資料6）ZEBの定義と評価基準」の『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready又はZEB Orientedを満たし、BELSを取得する建築物をいう。
- (2) この要綱において「BELS」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度をいう。
- (3) この要綱において「建築物ZEB化設計促進事業」とは、事業者等が、県内に主たる事務所を有する建築士事務所又は建築士に依頼し、県内に新築、改築等する建築物のZEBにかかる設計を行う事業をいう。
- (4) この要綱において「上乘せ設計費」とは、ZEBにかかる設計検討及び省エネ計算に要する費用をいう（BELSの評価申請費用を含む。）。

第3 補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第4号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）
- エ その他知事が必要と認める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第5号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ 収支決算書（様式第3号）
- エ その他知事が必要と認める書類

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第6号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

- (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

- (3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表

補助対象経費	補助額（率）
延べ床面積が2,000平方メートル未満の建築物ZEB化設計促進事業に要する経費のうち、上乗せ設計費	左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内とし、125万円を限度とする。
延べ床面積が2,000平方メートル以上の建築物ZEB化設計促進事業に要する経費のうち、上乗せ設計費	左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内とし、230万円を限度とする。